

令和2年6月8日

職員 各位

社会福祉法人 徳榮会  
理事長 河野 貴充

## 新しい生活様式について

初めに世の中は、緊急事態宣言が解除され、第一波を乗り切った安堵感と開放感で、緩みが見られるところですが、新型コロナウイルスとの戦いは始まったばかりで、ウイルスも消滅しておらず、終息までには1年以上かかるとの認識が必要です。さらに感染症による後遺症も報告されており、近いうちに第二波が懸念される中、引き続き感染予防対策が求められております。

これから私たちの生活はニューノーマル、いわゆる今までの日常や常識にとらわれない生活スタイルが必要です。まずは新型コロナウイルスを正しく理解して、正しく恐れ、正しく感染予防に努め、流行期と収束期によってもライフスタイルの変容が求められます。私たちが取るべき新生活様式について、下記に列挙しましたが、私権の制限をする主旨ではなく、当該事業所をご利用されるご利用者の大切な命、大切な職員や皆さんの大切なご家族等や職場の大切な仲間を、感染症から守る上で、示すものをご理解ください。今まで以上にひとり一人が、感染予防に留意しながら、慎重な行動と自覚をもって新たな日常を切り開きますようお願い申し上げます。

### 1. 新型コロナウイルスの特性等について

- 1) 症状分布：無症状約 6%、軽症状・中等度 80%程度（年齢等によって症状にばらつき）、重症化率は、20%程度、重症患者の 6%程度（年齢や基礎疾患の有無でも差がある）が死に至る。
- 2) 潜伏期間：1日から14日で、中央値が5.5日程度とされている。
- 3) 感染リスクのピーク：発症の2日程前から発症日の翌日が最も高い。
- 4) 症状：発熱や風邪症状から乾咳、肺炎、強い倦怠感、呼吸苦、味覚・臭覚障害、血栓症等多岐にみられる。
- 5) 感染経路：接触感染 > 飛沫感染 > エアロゾル感染（8分間空気を漂う）
- 6) 生存期間等：条件にもよるが、段ボールでも3日以上生存可能、さらにプラスチック等の平坦な場所では1週間以上生存可能である。
- 7) 感染予防：手洗い、マスク、換気等有効、3密回避で、リスク軽減可能である。
- 8) 治療薬やワクチン：有用性が証明された治療薬・治療法は無く、対処療法だけで、ワクチンは、開発・臨床・製造の段階を経て供給までに半年から1年程度は掛かる。
- 9) 濃厚接触者の定義：変更され1m以内15分以上とされた。
- 10) 濃厚接触者の定義に疑問：感染者が1分間呼吸するだけで1000個のウイルスが排出

され、咳を一回した場合の排出量と匹敵する。条件によっては、短時間でも感染する。

## 2. 集団感染を防ぐためには3つの密を絶対に避ける。

- 1) 換気の悪い密閉空間
- 2) 多数が集まる密集場所
- 3) 間近で会話する密接場面
- 4) 状況によっては、上記の密が1つでも該当する場合は感染リスクがあり、条件が重なると感染リスクが高くなるので、いずれの密も回避が望まれる。

## 3. 日頃から心掛ける基本的感染予防策

- 1) 職場や外出先では、社会的距離の確保に努める。
- 2) 常に換気をおこなう。雨天時等で室内に雨水が侵入する場合は、こまめに換気する。
- 3) 施設内及び車内等、周囲に人がいる場合は、常にマスクの着用する。
- 4) 石鹸等を用いて60秒手洗いやエタノール等で消毒をこまめ(1ケアごと)にする。
- 5) 1日2回は、検温・風邪症状の有無、同居家族等の風邪症状等の確認「以下健康チェックという。」をする。
- 6) 過去2週間において、新規感染が確認された警戒すべき地域「以下、警戒地域という。」への不要不急な往来及び来訪「以下、往来等という。」を自粛すること。
- 7) 大切な人を守るために、万が一に備えて過去2週間の行動履歴を記録すること。

## 4. 感染予防上での禁忌事項

- 1) 消毒液等を噴霧器等に入れ、空間除菌を実施する行為。
- 2) 2歳以下のお子さんのマスク着用は要注意！日本小児科医会が注意喚起している。
- 3) 有用性のない対策にウイルスブロック(空間除菌剤)を首からぶら下げる対策。

## 5. 職場等における基本的感染対策

### I. 内部要因対策編

- 1) 出勤前(日頃より就寝前等も実施)に健康チェックを実施する。体調不良が確認された場合は、速やかに管理者へ報告して支持を仰ぐ。
- 2) 出勤したらまずは、手洗い・消毒、マスク着用の上、検温を実施する。37.0℃以上の発熱が確認されたら速やかに建物の外に出て管理者へ連絡をする。
- 3) マスクは正しく着用する。鼻出し着用や顎掛け着用、未着用は厳禁です。
- 4) 手指衛生の基本は、石鹸等を用いた60秒手洗いとエタノール等を用いた消毒とする。
- 5) 消毒等の頻度は、一ケア一消毒が基本、手荒れがある場合は、プラ手を素地として常時装着して、消毒を実施する。
- 6) 会議は内線・電話やオンラインにて実施、やむを得ず開催する場合でも、必要最小限

の人数で、三密と対面を回避すること。

7) 接触感染の可能性が特に高い部分(下記参照)の消毒を徹底すること。

8) 休憩室の使用、原則2名以上にならないこと。食事中は私語厳禁、常に換気をして対面を避ける。

## II. 外部要因対策編

1) サービス提供等に密接に関連する、担当CM、認定調査、担当者会議(特に新規においてはやむを得い)の入館は、手洗い・マスク着用の上、健康チェック、警戒地域への往来等の有無の確認を実施することで許可する。クリアと判断された場合、必要最小限の人数(2名程度)及び必要最小限の時間(概ね15分以内)の範囲内で入館してもらう。

2) 上記事項であっても制度上許容される範囲内で、電話・郵送等の非接触にて対応を推進する。やむを得ず参加等する場合は、感染対策等を確実に実施する。

3) サービス提供等に密接に関連しない場合(他事業所案内、商品セールス等)、他の方法での対応を求める。

4) 入館制限が除外されるケース、往診や訪看・救急隊や消防署員、警察等を含む行政機関の立入が必要と判断される場合。

5) 応接時は、名刺交換、来客者へのお茶出しは厳禁、対面と三密を避ける。

6) 研修等は介護支援専門員の更新研修等、業務に密接に関連する、又はその研修を受講することが業務上必要不可欠と判断される場合に限定する。ただしオンライン研修等は制限の対象とはならない。

### 【消毒が特に必要な箇所】

ドアノブ、電気スイッチ、PHS、PC及び周辺機器、スプレーボトルの取っ手、ボールペン、トイレ便座、手摺、テーブル・椅子、社有車ハンドル・ドアノブ・シートベルト等、その他共有する全てにおいて感染リスクがあることを認識する。

## 6. 面会等に関する注意事項

1) ご家族の面会は制限を継続中、例外的にターミナルケア等の場合は、健康チェック・警戒地域の確認の上、可能と判断した場合は入館を認める。その他の場合は、業務執行理事に速やかに報告連絡相談をすること。

2) オンライン面会は、周囲のご利用者の映り込み等、プライバシーへの配慮を欠かさないこと。

3) オンライン面会・自動ドア・ガラス越しでの面会を引続き推奨する。また必要に応じて、ドライブスルー型の面会も検討実施が必要である。

4) ご利用者に対するご家族差入れは、できる範囲内でお受けすること。生ものや長期に渡り冷蔵管理が必要な物は低調にお断りをする。外包装等の消毒は必須。

5) 面会制限の対応が、必ずしも正しいとは思わないが、無症状感染者が一定の割合にいる以上、現段階では再開は判断が難しいことをご理解いただく他ない。私たちが出来る家

族代行としての外出支援等やレクリエーションを積極的に行ってもらいたい。

#### 7. 熱中症に関する注意事項

- 1) 今夏は、常時又は頻回に換気をすることから空調の設定温度を例年より低く設定すること。
- 2) 外気との温度差は5℃以内とすること。目標設定温度26℃～28℃とする。
- 3) レースカーテン、グリーンカーテン等で、直射・反射熱を遮断するよう努めること。
- 4) 人とのソーシャルディスタンス（2メートル以上）が確保できる屋外ではマスクを外すこと。
- 5) 特に室温及び湿度が高い環境下での入浴介助等での業務は注意が必要である。
- 6) 熱中症対策として配布したネッククーラー着用は、当日の自分の体調、室温等で自己決定すること。
- 7) 除湿器の運転、水分・適度な塩分補給、シャツシャワーの活用をおこなうこと。
- 8) 熱中症の初期症状の生あくび・体の怠さ・頭痛・吐き気等が確認された場合は速やかに看護師に報告をすること。協働しているスタッフも周囲への目配りをおこなうこと。

#### 8. 移動に関する感染対策

- 1) 警戒地域への往来等は必要火急以外自粛することを強く要請する。
- 2) 県外から又は県外への旅行や何らかの理由での往来等は全て管理者等へ報告を義務付ける。同居する家族及び一時的に帰省されたご家族等含む。
- 3) 県外から又は県外へ往来等自粛の目安は、「NHK新型コロナ特設サイト都道府県別の感染者数」にて確認して、下記項目に該当する場合とする。
  - ア) 過去2週間感染が確認されておらず、新しい生活様式を徹底することでの県内往来は可能と判断する。
  - イ) 過去2週間感染が確認されていない隣県への往来は控えめに可能とする。
  - ウ) 過去2週間感染が確認されていないが大都市圏で且つ人口密集地への往来は回避する。
  - エ) 過去2週間感染が確認されており、未だに市中感染が広がっている地域等の往来は是が非でも回避する。
- 4) 警戒地域でない都道府県であっても、県境を跨いで移動（例：北九州と山口県下関市等）が頻回に実施され、経済活動が一体的に営まれているケースも少なくないことから、隣接する都道府県も警戒地域としての認識をしてもらいたい。また隣接する空港や駅（公共交通機関等）を利用する場合も同等と判断せざるを得ない。
- 5) 自家用車で警戒地域を通過して、非警戒地域への往来等は、感染予防に留意することで、可能と判断する。

9. 家庭内感染対応（発熱や風邪症状が確認された場合も含む）

- 1) できる限り部屋を分ける。難しい場合は、最低2メートルの距離を取る。
- 2) 本人はできる限り部屋から出ない。トイレ、バスルームの共有は避ける。
- 3) お世話する方は、できるだけ限られた方にする。
- 4) 基本的感染予防対策をする。
- 5) 共有部分をこまめに消毒する。タオル等共有することは避ける。
- 6) 汚れたりネンや衣類を取り扱う場合は、マスクと手袋をつけ、一般的な家庭用洗剤で洗い、完全に乾かすこと。他の家族の洗濯物と分けることが望ましい。
- 7) ゴミを部屋から出すときは、ビニール袋を完全に密封して出すこと。

10. 食事会やレジャー等に関する感染対策

- 1) 食事会や飲み会は、法人としてはオンライン飲み会等を推奨する。
- 2) 持ち帰りやデリバリーの活用を推奨する。
- 3) 感染リスクの高い飲食店等、接待を伴う飲食店（キャバクラ等）、カラオケ、スポーツジム、ライブハウスは、密が形成され利用禁止とする。またビュッフェスタイル等、マッサージ・サウナ等も感染リスクが非常に高く利用を控えるよう強く求める。
- 4) 外食をする場合の店選びは、宮崎県が策定している「ガイドライン実践の店、（注）飲食店に求められている実践内容は、別紙参照」を利用する。
- 5) 利用者側のエチケットも忘れずに、手洗い、会話は小声、マスクの取扱い、距離の確保、共有禁止（回し飲み、箸の共有、お酌等）
- 6) 運動やレジャーは、室内よりも屋外でできるものが望ましい。
- 7) 外食は3密対策及び基本的感染対策が実施されている飲食店の利用は可能とするが、大人数（10名以下）にならないこと、大皿や共有箸を避け、回し飲みやお酌は禁止、風邪症状等が少しでもある場合は、周囲も含めて断る勇気を持つこと。
- 8) 職員同士の食事会等も原則禁止とする。ただし婚姻関係等にある場合は、その限りではない。
- 9) 遊びに行くなら屋内よりも屋外にする。
- 10) 屋内や公共交通機関では、必ずマスクを着用、屋外であっても会話をする時はマスクを着用する。
- 11) 複数名での車両移動は、マスク着用の上、常に外部換気モードに設定、窓は対角線上に開けて換気に努める。
- 12) 感染リスクの高い場所から帰宅等の場合は、速やかに手洗い後、シャワー等を浴びる。
- 13) プールや海、キャンプ場等は密に該当しないと思われ、感染対策に留意して利用することは差し支えないと判断する。ただし、県内で新規感染者が確認された場合は慎重に判断されること。
- 14) 個別に〇〇は大丈夫かとの質問もあるが、屋内、屋内とも無症状感染者がいた場合、

感染リスクはあるが、3密の観点から屋外スポーツ等の方が感染リスクは低いと判断する。

#### 11. 買い物における感染対策

- 1) 不急の物は通販等を利用する。
- 2) 電子決済の利用をする。
- 3) 買物リストを作成して、素早く済ませる。
- 4) 不必要な物に触れない。
- 5) 適宜消毒
- 6) 最小限の人数でスーパー等に出かける。
- 7) レジなどに並ぶ際など、周囲との距離を取る。
- 8) 風邪症状等がある場合は外出を控える。
- 9) マスク着用

#### 12. 冠婚葬祭における感染対策

- 1) 大人数での会食は避ける。
- 2) 風邪症状がある場合は参加しない。
- 3) ご葬儀等の場合、親族等がやむを得ず警戒地域や、地域別往来自粛の目安で回避相当と判断される地域から参列される場合は、速やかに管理者へ報告連絡相談をすること。

#### 13. その他

- 1) 県内で新規感染が確認された場合、又は隣県や他の都道府県で著しく感染者が増加した場合は、基準を引き上げざるを得ないので、予めご理解いただきたい。
- 2) 新しい生活様式は、厚生労働省が業界団体への感染拡大予防ガイドラインを示すように求めており、今後ガイドラインや新事実に沿って上記内容を変更するものとする。

#### 14. 最後に

最後に5月末時点での高齢者介護施設で新型コロナに感染した場合の致死率は14%となっている。諸外国では50%とのデータからすると少ないように感じるが50名中7名の方が亡くなる数字である。新型コロナ感染症は無症状の方が一定割合いる以上、完全に防ぐことは出来ないが、ひとり一人の自覚と責任ある行動及び基本的感染予防対策を実施することで、感染リスクを減らすことはできる。仮に感染者が確認されても、早期発見・早期対応によって、最小限で抑えることができる。ワクチン開発もあと一歩のところまで来ており、何時までもこの閉塞感漂う世界が続く訳でもない、だから今は感染拡大を防止するために、自制をもって気を引締めた行動が求められる。

令和2年6月6日 文書責任者 河野洋徳

文書引用 厚生労働省